

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

目 次

- 電気通信基盤充実臨時措置法(平成二年法律第二十七号) . . . . . 1
- 独立行政法人情報通信研究機構法(平成十一年法律第百六十二号)(附則第六条関係) . . . . . 5



改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「高度通信施設」とは、電気通信業の用に供する施設であつて、電気通信の利便性を飛躍的に高めるための次に掲げる電気通信設備及びこれを設置するための建物その他の工作物からなるものをいう。</p> <p>一 移動する事物の瞬時的映像をデジタル信号により伝送する役務を提供することを可能とする電気通信設備</p> <p>二 交換設備の制御を効率的に行うための電気通信設備であつて、制御のための新たな機能の追加が容易に行えるもの</p> <p>三 異なる形式又は伝送速度を有する電気通信信号を統合して伝送交換することを可能とする電気通信設備</p> <p><del>四 移動する事物の瞬時的映像をデジタル信号により送信する役務を提供することを可能とする電気通信設備であつて、学校、病院その他これらに類する施設として総務省令で定めるものにおいて行われる教育又は医療に関する業務に使用されるもの（一の構内（これに準ずる区域内を含む。）又は建物内にいる者の通信の用に供するために設置するものを除く。）</del></p> <p>2～7 (略)</p> <p>(機構による施設整備事業の推進)</p> <p>第六条 独立行政法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）は、この</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 (同上)</p> <p>一 (同上)</p> <p>二 (同上)</p> <p>三 (同上)</p> <p>2～7 (同上)</p> <p>(機構による施設整備事業の推進)</p> <p>第六条 (同上)</p>

法律の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 (略)

一 (同上)

二 認定計画に係る次に掲げる施設整備事業においてそれぞれ次に掲げる施設が整備される場合に、その施設の整備に必要な資金の借入れであつて社会資本の整備の促進のために行われる政令で定める資金の貸付けに係るものについての利子の支払いに必要な資金に充てるための助成金を交付すること。

イ 高度通信施設整備事業 端末系光幹線路（光ファイバを用いた線路であつて、端末設備に接続されるものの幹線部分をいう。）、端末系光端局装置（光伝送の方式における電気信号と光信号との変換の機能を有する装置であつて、端末系光幹線路に接続されるものをいう。）、光端末回線装置（光伝送の方式における電気信号と光信号との変換の機能を有する装置であつて、光ファイバを用いた線路が接続される端末設備であるものをいう。）、デジタル加入者回線多重化装置（インターネットの利用を可能とする平衡対ケーブルを用いた広帯域伝送の方式（以下このイにおいて「デジタル加入者回線伝送方式」という。）における複数の電気通信信号を多重化する機能を有する変復調装置であつて、端末設備でないものをいう。）、デジタル加入者回線信号分離装置（デジタル加入者回線伝送方式における音響と符号とを周波数により分離する機能を有する装置であつて、端末設備でないものをいう。）、加入者系無線アクセス通信用無線設備（インターネットの利用を可能とする機能を有する無線設備であつて、陸上に開設する移動中の運用を行わない無線局（その無線設備が端末設備であるもの及びその通信の相手方であるものに限る。）に用いられるものをいう。）及びケーブルモデム（インターネットの利用を可能とする機能を

二 前号の業務に附帯する業務を行うこと

(資金の融通のあつせん等)

第七条 政府は、認定計画に係る施設整備事業の実施に必要な資金の融通のあつせんに努めるものとする。

2 総務大臣及び財務大臣は、前条に規定する機構の業務の円滑な運営が図られるように、情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

(報告の徴収)

第八条 総務大臣は、認定事業者に対し、認定計画に係る施設整備事業の実

有する変復調装置であつて、有線テレビジョン放送の送信をする電気通信設備に接続されるものをいう。)

ロ 高度有線テレビジョン放送施設整備事業 光幹線路(光ファイバを用いた線路の幹線部分をいう。)、デジタル送信用光伝送装置(デジタル信号による送信をする放送を受信し、これをデジタル信号による送信をする有線テレビジョン放送に変換する機能及び光伝送の方式における電気信号を光信号に変換する機能を有する装置であつて、光幹線路に接続されるものをいう。)及び受信用光伝送装置(光伝送の方式における光信号を電気信号に変換する機能を有する装置であつて、受信の場所で光ファイバを用いた線路に接続されるものをいう。)

三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと

(補助金)

第七条 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、第六条第二号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)に必要な経費の財源に充てるための費用を補助することができる。

(資金の確保等)

第八条 政府は、認定計画に係る施設整備事業の実施に必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

2 総務大臣及び財務大臣は、第六条に規定する機構の業務の円滑な運営が図られるように、情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

(報告の徴収)

第九条 総務大臣は、認定事業者に対し、認定計画に係る施設整備事業の実

施状況について報告を求めることができる。

(罰則)

第九條 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附 則

(この法律の廃止)

第二條 この法律は、平成二十八年五月三十一日までに廃止するものとする。

施状況について報告を求めることができる。

(罰則)

第十條 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 2 (同上)

附 則

(この法律の廃止)

第二條 この法律は、平成二十三年五月三十一日までに廃止するものとする。

改正案	現行
<p>附 則</p> <p>（業務の特例）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2 機構は、第十四条に規定する業務のほか、当分の間、電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）第六条に規定する業務を行う。</p> <p>3～6（略）</p> <p>（業務の特例に係る資本金等の特例）</p> <p><del>第十四条</del> 附則第九条の規定により機構の業務が行われる場合には、第十五条第一項中「の一部」とあるのは「又は附則第九条第二項に規定する</p>	<p>附 則</p> <p>（業務の特例）</p> <p>第九条（同上）</p> <p>2 機構は、第十四条に規定する業務のほか、当分の間、電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号。以下「電気通信基盤法」という。）第六条に規定する業務を行う。</p> <p>3～6（同上）</p> <p><del>第十四条 削除</del></p> <p><del>（高度電気通信施設整備促進基金）</del></p> <p><del>第十五条</del> 機構は、電気通信基盤法第七条の規定により交付を受けた補助金を高度電気通信施設整備促進基金として管理しなければならない。</p> <p><del>2</del> 高度電気通信施設整備促進基金は、附則第九条第二項に規定する業務（電気通信基盤法第六条第二号に掲げる業務に限り、これに附帯する業務を含む。）に必要な経費に充てる場合に限り、使用することができる。</p> <p>（業務の特例に係る資本金等の特例）</p> <p><del>第十六条</del> 附則第九条の規定により機構の業務が行われる場合には、第十五条第一項中「の一部」とあるのは「又は附則第九条第二項に規定する</p>

業務（電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号。以下「電気通信基盤法」という。）第六条第一号に掲げる業務に限り、債務の保証の決定を除く。）若しくは附則第九条第三項に規定する業務（高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成十一年法律第六十三号）第六条第一号に掲げる業務に限り、債務の保証の決定を除く。）の一部」と、第十六条第二号並びに第二十二条第一項第一号及び第六号中「含む。」とあるのは「含む。」並びに附則第九条第二項に規定する業務（電気通信基盤法第六条第一号に掲げる業務に限り、これに附帯する業務を含む。）及び附則第九条第三項に規定する業務」と、第十七条第一項中「及び一般勘定」とあるのは、「附則第十一条第一項に規定する通信・放送承継勘定、附則第十三条第一項に規定する衛星管制債務償還勘定及び一般勘定」と、「第十四条に規定する業務」とあるのは「第十四条及び附則第九条に規定する業務並びに附則第十三条第一項に規定する債務の弁済」と、第十八条第一項中「同じ。」とあるのは「同じ。」並びに附則第九条第二項に規定する業務（電気通信基盤法第六条第一号に掲げる業務に限り、これに附帯する業務を含む。）及び附則第九条第三項に規定する業務」と、同条第三項中「業務」とあるのは「業務並びに附則第九条第二項に規定する業務（電気通信基盤法第六条第一号に掲げる業務に限り、これに附帯する業務を含む。）及び附則第九条第三項に規定する業務」と、第十九条中「（障害者利用円滑化法第四条第一号に係る部分に限る。）」とあるのは「（障害者利用円滑化法第四条第一号に係る部分に限る。）並びに附則第九条第一項」と、第二十条第一項及び第二十五条中「受託金融機関」とあるのは「受託金融機関又は附則第十条第一項の規定により業務の委託を受けた者」と、第二十一条第二項中「及び一般勘定に係る出資」とあるのは、「附則第十一条第一項

業務（電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号。以下「電気通信基盤法」という。）第六条第一号に掲げる業務に限り、債務の保証の決定を除く。）若しくは附則第九条第三項に規定する業務（高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成十一年法律第六十三号）第六条第一号に掲げる業務に限り、債務の保証の決定を除く。）の一部」と、第十六条第二号並びに第二十二条第一項第一号及び第六号中「含む。」とあるのは「含む。」並びに附則第九条第二項に規定する業務（電気通信基盤法第六条第一号に掲げる業務に限り、これに附帯する業務を含む。）及び附則第九条第三項に規定する業務」と、第十七条第一項中「及び一般勘定」とあるのは、「附則第十一条第一項に規定する通信・放送承継勘定、附則第十三条第一項に規定する衛星管制債務償還勘定及び一般勘定」と、「第十四条に規定する業務」とあるのは「第十四条及び附則第九条に規定する業務並びに附則第十三条第一項に規定する債務の弁済」と、第十八条第一項中「同じ。」とあるのは「同じ。」並びに附則第九条第二項に規定する業務（電気通信基盤法第六条第一号に掲げる業務に限り、これに附帯する業務を含む。）及び附則第九条第三項に規定する業務」と、同条第三項中「業務」とあるのは「業務並びに附則第九条第二項に規定する業務（電気通信基盤法第六条第一号に掲げる業務に限り、これに附帯する業務を含む。）及び附則第九条第三項に規定する業務」と、第十九条中「（障害者利用円滑化法第四条第一号に係る部分に限る。）」とあるのは「（障害者利用円滑化法第四条第一号に係る部分に限る。）並びに附則第九条第一項」と、第二十条第一項及び第二十五条中「受託金融機関」とあるのは「受託金融機関又は附則第十条第一項の規定により業務の委託を受けた者」と、第二十一条第二項中「及び一般勘定に係る出資」とあるのは、「附則第十一条第一項



に規定する通信・放送承継勘定に係る出資及び一般勘定に係る出資」と、第二十二條第一項第七号中「第十四條」とあるのは「第十三條及び附則第九條」と、第二十六條第一号中「第十四條」とあるのは「第十三條及び附則第九條」とする。

(政令への委任)

~~第十五條~~ 附則第二條から附則第七條までに定めるもののほか、研究所の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

に規定する通信・放送承継勘定に係る出資及び一般勘定に係る出資」と、第二十二條第一項第七号中「第十四條」とあるのは「第十三條及び附則第九條」と、第二十六條第一号中「第十四條」とあるのは「第十三條及び附則第九條」とする。

~~第十七條~~ 削除

(政令への委任)

~~第十八條~~ 附則第二條から附則第七條までに定めるもののほか、研究所の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。